

○総合福祉研究科研究紀要編集委員会規程

(目的)

第1条 淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要（以下「本紀要」という。）は、淑徳大学大学院総合福祉研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究の成果の発表を目的として、これを発行する。

(編集等の機関)

第2条 本紀要の企画、原稿の募集、編集及び刊行は、研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(紀要の形式)

第3条 本紀要に、論文、研究ノート及び書評の欄を設ける。

(投稿者の資格)

第4条 投稿者の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、投稿は公募とする。

- (1) 淑徳大学総合福祉学部、コミュニティ政策学部及び本研究科専任教員
- (2) 淑徳大学総合福祉学部、コミュニティ政策学部及び本研究科専任教員を定年で退職した者
- (3) 本研究科に在学する学生又は同研究科を修了した者若しくは満期退学した者

2 前項各号に掲げる者以外の者から投稿の申出があった場合には、委員会は、これを承認することがある。

3 書評の依頼は、委員会が行う。

(原稿の要件)

第5条 本紀要に投稿する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 刊行時において未発表の原稿であること。
- (2) 完成原稿であること。
- (3) 原稿の種類は、次に該当するものとし、原稿提出時にその種類を明示すること。

イ 論文

ロ 研究ノート（研究上の問題提起、他の著書を批判する論文、外国語論文の紹介、批判等を含む。）

ハ 書評

ニ その他委員会の認めたもの

- (4) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- (5) 執筆要項の定めを厳守したものであること。

(原稿の採択)

第6条 投稿原稿が前条及び第8条に規定する原稿の要件並びに形式に合致しないと認められる場合には、委員会は執筆者と協議して、改善を求め、又は不採用とすることができる。

(紀要の発行)

第7条 本紀要は、原則として毎年度9月に発行するものとし、原稿の募集、発行期日等は、委員会が決定し、公表する。

(原稿の形式)

第8条 本紀要に投稿する原稿の形式は、委員会が別に定める「淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要執筆要項」によるものとする。

(原稿の提出)

第9条 投稿原稿の提出締切りは、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号の投稿者 5月中旬まで
- (2) 第4条第1項第3号の投稿者 2月下旬まで

2 投稿者は、委員会に原稿1部及びUSBメモリーその他の電子媒体を添えて提出するものとする。

(論文の転載)

第10条 本紀要に掲載された論文の転載は、その紀要発行後半年を経過していない場合は、委員会と協議し、承認を得るものとする。

- 2 転載論文には、本紀要に初出した旨を付記するものとする。
- 3 著作権は、淑徳大学に帰属する。

(校正)

第11条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な加筆及び修正を行わないこととする。

- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な加筆及び修正を行い、本紀要の発行に重大な支障を及ぼすおそれがある場合には、第6条の規定を準用する。

(紀要及び抜刷の進呈)

第12条 執筆者に対し、1論文について紀要2部及び抜刷20部を進呈する。なお、20部を超える分の抜刷の製作は、執筆者の負担によるものとする。

(原稿料及び掲載料)

第13条 原稿料及び掲載料は、無料とする。

(論文等の電子化及びインターネット上での公開)

第14条 掲載された論文等は、原則として電子化し、インターネット上に公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、執筆者が同項に規定する電子化及び公開を希望しない特別の理由を有する場合は、委員会で協議し判断する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号及び第3号の規定については、在職時及び在学時の学部名称及び研究科名称に読み替えるものとする。
- 2 「大学院社会学研究科研究紀要編集規程」及び「大学院社会学研究科研究紀要投稿規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。